

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	江津地区金田集落	令和3年3月24日	〇年〇月〇日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	9.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7.3ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

令和2年1月に実施した「集落の農業の将来に関するアンケート調査(n=10)(以下、アンケートという。)」によれば、75歳以上が40%、70歳以上は全体の70%に上る。
また、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上の農業者のうち後継者未定となっている耕作面積が多く、中心経営体の経営基盤の強化と新たな農地の受け手の確保は喫緊の課題。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

金田集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者に対し、集落内の耕作者が作業補完等の連携をとりながら、農地を集約していく。

金田環境保全会が多面的機能支払制度を活用し、集落の農地保全等の役割を果たしている。この組織の取り組みは、担い手の営農活動を支えており、担い手と連携し、その役割を果たしていくことで、農地の集約しやすい環境づくりを実践していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

アンケート調査によれば、集落外から人材を確保することに関して、経費の発生や確保方法など不明な点も多いため、70%の割合が「わからない」と回答している。
当集落では、恒常的に農業者等の人材が不足しており、集落内外を問わず、その確保が急務となっている。

■基盤整備の取組方針

アンケート調査によれば、ほ場整備等の基盤整備の必要性について、「わからない」が50%、「必要ない」が50%となっている。
平成18～19年には、当集落の一部の区域でほ場整備(6.3ha)を実施しているが、一方で実施していない区域では、近年大部分の農地が遊休化しており、ほ場整備事業の導入により耕作条件を改善することが必要になっている。

■新規・特産化作物の取組方針

アンケート調査によれば、当集落は水稻の栽培を主に行っており、作付意向については、拡大はなく、縮小と現状維持の意向がある。
当集落では、江の川の取水によって塩害が発生しているが、根本的な解決方法について、行政含め協議を進めていく。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

当集落は、集落全体を囲う金網フェンス(イノシシ用)を設置しているが、山中や急傾斜面に設置されたフェンスの管理が、高齢化や人手・賃金不足により行き届かない状況となっている。
また近年は、クマがフェンスを倒すことで、その箇所からイノシシが侵入するなどの被害が発生している。
原状は、個々での防護を基本として対応しているが、防護柵管理組合による共同管理を励行し、被害の軽減を図る。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケート調査によれば、「近隣の担い手(集落営農組織等)と協力し、集落の農地を守っていく」が59%という回答結果となっており、「既存の担い手へ集積」と「新しい担い手を取り込む」も合わせると、75%が担い手への農地集積の意向を示している。
現在、中心経営体である認定農業者及び比較的規模の大きい農家が、農作業の補完または担い手不在農地を引き受けることにより、農地を保全してきたが、限界感がある。
このため、集落内の担い手及び行政を含め、担い手の確保・新たな参入に向けて協議を進めていく。

■その他の取組方針

多面的機能支払交付金制度を活用し、金田環境保全組合で良好な農業環境創出に向けた活動を行う。
江の川地域開発基金を活用し、金田集落の水稻栽培振興を図っていく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	1経営体		1.6 ha		1.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。